平成２３年（フ）第１９９号
相模原市緑区二本松２丁目54番15号　メゾン・N101
債務者　中屋敷公美江
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１５号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目19番６号パストラーレ南林間103号
債務者　本田　瑞貴
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２０号
相模原市中央区上矢部５丁目12番24号
債務者　小峯　優子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２１号
相模原市中央区富士見２丁目10番６号
債務者　森泉　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１６６７号
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町726番地の40　今出川うえだビル301号
債務者　小松　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６８号
京都市左京区浄土寺真如町155番地３　介護老人福祉施設花友しらかわ、住民票上の住所京都市上京区今出川通七本松西入真盛町726番地の40
債務者　小松　多惠
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
京都市下京区河原町通高辻上る天満町266番地　イーグルコート京都河原町608号
債務者　岩橋　啓祐
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　５ブロック市住１棟205号
債務者　中井　源市
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町122番地　メゾン・パサージュ102号室
債務者　片桐　由美（旧姓髙﨑）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅１―315
債務者　大嶋　勝巳
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
京都府京丹後市網野町島津928番地の11
債務者　藤原　清美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２７号
京都府宮津市字宮村1576番地
債務者　飯尾美智代
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７５８号
大阪府河内長野市木戸東町８番３―203号
債務者　清水　靖子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６０号
大阪府柏原市国分市場２丁目７番52―106号
債務者　丹上　英雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
堺市南区三原台２丁６番３―607号
債務者　瀧本千代美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
堺市堺区甲斐町東４丁２番23号　ＴＥＫビル303号、前住所堺市堺区材木町東２丁２番20号　グランダーワコー４Ｂ
債務者　小杉　京子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
大阪府河内長野市木戸２丁目７番８号　山中文化102号、前住所和歌山県橋本市原田455番地の15
債務者　湊　　正文
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係